

地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。教育機関における連携についてもご検討ください。

事務連絡
令和3年4月14日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、内閣府では望まない孤独・孤立で不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援等を行うため「地域女性活躍推進交付金」を実施していますが、今回、補助率の引き上げや女性の相談支援等に係る追加措置等が行われ、添付の事務連絡（別添資料1）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

また、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援するため「地域子供の未来応援交付金」にも取り組んでいます。同様に補助率の引き上げ等が行われ、添付の事務連絡（別添資料2）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

これらの事業を活用して、女性や子供たちに対し、必要な支援を行うためには関係する機関や団体の連携が重要です。

各学校や学校設置者におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき、下記に留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 事業の実施者や関係部局等との連携について

「地域女性活躍推進交付金」事業は地方公共団体が行う NPO 法人等を活用した女性の相談支援等の取組を支援するものであり（別添資料 1 参照）、当該 NPO 法人等の取組として児童生徒等を対象に含めて実施する場合などについては、学校や学校設置者との連携が重要となること。

また、子供の居場所づくりなどを支援する「地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）」事業は地方公共団体が NPO 法人等への委託を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するものであり（別添資料 2 参照）、子供たちに必要な支援が適切に行われるよう学校や学校設置者をはじめ関係機関の連携が重要になること。

学校や学校設置者におかれては、女性の相談支援や子供の居場所づくりに関するこれらの事業について、当該事業の実施者と連携し、支援を必要とする児童生徒への適切な情報提供にご協力いただきたいこと。また、当該事業の実施者等から依頼があった際は、例えば、学校において当該 NPO 法人等が相談窓口の周知や必要な情報提供とあわせて保健室等で生理用品等の生活必需品を提供する場合など、積極的にご協力いただきたいこと。その際、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を児童生徒へ周知するとともに、保健室等の手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいこと。

加えて、これらの交付金に基づく事業の実施を機に、地方自治体における社会福祉担当部局や男女共同参画担当部局等の関係部局と連携し、児童生徒が抱える不安や困難に応じた適切な支援が受けられるよう、必要な対応についても併せて検討いただきたいこと。

2. 学校における相談体制について

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和 2 年 2 月 19 日 文部科学事務次官通知）で示しているとおり、各学校においては学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。特にコロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮し、日常的に相談できる体制を構築するなど、引き続き丁寧に対応いただきたいこと。

その際、生理用品等を自身で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいこと。

以上

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係 03-5253-4111(内2918)

都道府県地域女性活躍推進交付金担当窓口 御中

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の活用促進
及び交付申請に当たっての留意事項等について

平素から女性活躍の推進に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安がコロナ下において、深刻な状況となっています。

こうした中、令和3年3月16日に開催された新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定されて、この中で「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方公共団体が、NPO法人等へ委託した場合に国の補助率を2分の1から4分の3へ引き上げることとされ、令和3年3月23日、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において、本件補助率の引上げに必要な予算が措置されたところです。

これを受け、「地域女性活躍推進交付金交付要綱」の改正等を行い、今般、公募についての連絡を差し上げました。

補助率の引上げに係る新たな追加措置（以下「つながりサポート型」という。）は、地方公共団体が、不安を抱える女性の相談支援や居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、総事業に占める委託の割合が4分の3以上の場合に、その経費の4分の3に相当する額について、地域女性活躍推進交付金を交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、不安を抱える女性への相談支援等に取り組まれるよう、積極的な御活用をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡についても、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については児童生徒及び学生への支援について教育機関と連携する観点から文部科学省を通じて教育委員会や大学等へも周知することとしていますので、その旨申し添えます。

記

- (1) 地域の実情に応じて、NPO（特定非営利法人）等民間団体に業務を委託して不安を抱える女性に対する相談等の支援に取り組んでいただきたくよう、お願いいたします。

(2) つながりサポート型を実施するに当たっては、その緊急性に鑑み、例えば、補正予算の計上や既存予算流用など柔軟に対応していただくことにより、必要な財源確保に努めていただき、積極的に交付申請していただきますよう、お願いいたします。

なお、本事業は、別紙留意事項4にも記載しているとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となっておりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当軽減されると伺っています。

(3) 交付申請については、改定した公募要領における令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、予算の対応が可能な限り、受け付けることといたします。その際には、逐次、改めてスケジュールの連絡を差し上げます。

なお、既に、令和3年度実施分として交付申請いただいている事業のうち、つながりサポート型に該当すると考えられるものについては、別途、個別に調整させていただきます。

連絡先

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）担当

杉浦、長岡

代表 03-5253-2111 内線 37516/37580

直通 03-6257-1355

FAX 03-3581-9566

Mail jyosei.koufukin@cao.go.jp（担当共有）

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の
交付申請等に当たっての留意事項について

令和3年4月

1. つながりサポート型と委託先について

(1) 本つながりサポート型の補助対象事業は、地方公共団体が不安を抱える女性に対する相談や居場所づくりなどをNPO等に委託して実施する取組となります。ただし、その委託料が総事業の4分の3（75%）以上となる場合に限りま

す。また、対象となるNPO等の民間団体としては、NPO（特定非営利法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性がある民間団体を対象としています。なお、DVやシングルマザー等、既に他の補助事業等で支援を受けている特定の目的に限定した活動を行っている民間団体のみに業務を委託することとならないように留意してください。

また、当該委託先のNPO等が子ども・若者を対象とする場合（例えば、学校において相談窓口の周知とあわせて生理用品等の生活必需品の提供を行うなど）は、学校と十分に連携するとともに、学校施設の活用などについて、必要に応じて教育委員会や大学等との連絡・連携しながら実施をお願いします。

なお、申請に当たっては、地方公共団体と委託先の関係、委託内容、委託料等がわかる資料（様式任意）を添付いただきたいと存じます。特に複数の委託先や再委託を行う場合には、各民間団体の関係が分かるようにしてください。

(本事業の対象事業)

- アウトリーチ型支援（訪問支援）
- カウンセラーなどの専門相談、SNS相談、24時間電話相談
- 関係機関や団体への同行支援
- 女性が互いに支え合う（ピアサポート）のための居場所の提供
- また、これらの事業に付随して、対象となる女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うこと
- 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、上記事業例に準拠した取組

(2) 委託事業実施に当たっては、福祉部局等庁内の関係部局と連絡・連携を取るとともに、当該委託先NPO等と緊密に連携しながらの実施をお願いいたします。

支援が必要な女性に寄り添っている関係機関等に対しての委託事業の周知・誘導を行い、関係機関と委託先NPO等とが連携して、相談をしたり、居場所などを利用する女性が、必要な行政等の支援につなげていくための取組をお願いいたします。

また、コロナ禍において、必要な感染拡大防止対策を徹底していただき、事前の審査や委託事業実施後の確認・指導等をお願いいたします。

2. 補助基準額、受託団体数等について

- ・補助基準額は1500万円で、一地方公共団体当たりの補助対象事業費の上限となります（交付金交付限度額は1125万円）。
- ・男女共同参画計画又は推進計画（注）を策定していない地方公共団体も対象となります。

注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画

- ・ただし、本事業の実施に当たっては、一地方公共団体当たりの委託する団体数上限はありません。
- ・都道府県にあっては、交付申請のない市区町村に対して事業実施を促すなど、管下市町村と緊密に連携して、本事業を推進していただきますよう、お願いいたします。
- ・複数の市町村にまたがって実施される場合は、都道府県が自ら実施するか、都道府県において市区町村間の事業の調整をお願いいたします（実施する市区町村ごとに別申請とすることができます。）。
- ・既に地域女性活躍推進交付金として事業を申請済みの地方公共団体であっても、本事業を別途申請することができます。また、既に受託済みのNPO等であっても、本事業の委託団体となることができますが、交付対象の経費について重複が無いよう注意をお願いいたします。

3. 事業実施に必要な備品等の取扱い等について

- ・事業の緊急性に鑑み、特に必要のある場合には、経済性等を十分考慮いただいた上で、不安を抱える女性の相談や居場所づくりなどに必要な机や椅子などの備品の整備や施設の小規模な改修経費についても対象となる場合がありますので、御相談下さい。ただし、財産管理の必要のある備品を取得等した場合は、地方公共団体における財務規則等に基づき管理していただく必要があります。なお、従前から、机や椅子などの賃借料は補助対象経費として認められますので、賃借での活用もお願いいたします。
- ・いわゆる「生理の貧困」対策として、相談や居場所などを利用する女性に当面必要な生理用品を提供するほか、アルコール消毒液やマスク等の購入経費など、感染拡大防止対策に係る経費について、女性用品等の購入経費として、委託料に計上する場合には、補助対象となります。
- ・本事業実施に係る委託費以外の事業費（地方公共団体の事業実施経費）については、NPO等への委託料の割合が4分の3（75%）以上であることから、4分の1（25%）以内である必要があります（精算時においては、4分の1（25%）が上限となります。）。

（注）事業実施過程において、入札等により委託料が予定より減額となった場合は、委託料以外の事業費が総事業費の4分の1（25%）となるよう、調整して変更する必要がありますので、注意してください。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・本事業に係る地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の予算については、令和2年度予備費13.5億円を計上しています。予備費を財源とした地域女性活躍推進交付金の交付を受けた事業については、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の対象事業となりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当額が低減されるもの（注）となると伺っております。詳しくは、財政部局等当該地方創生臨時交付金の窓口と御相談いただきたいと思います。と存じます。

（注）地方創生臨時交付金の対象事業について、仮に、総額の4分の1（25%）を占めるとした場合、地方公共団体負担額の0.8（80%）が同交付金の交付対象となっているため、その場合、総事業費の95%（75%+20%）が国庫負担額となり、負担額は5%になると伺っております。

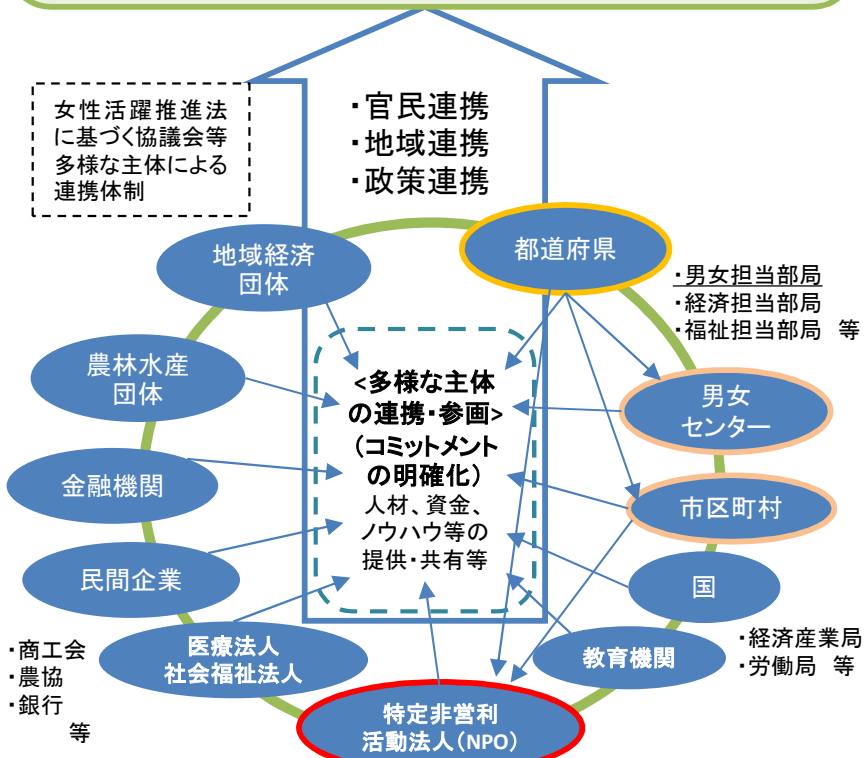
交付要綱、公募要領等の添付省略

地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算案1.5億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2
- ③つながりサポート型：3/4

【交付上限】

各区别ごと	
都道府県	800万円(注)
政令指定都市	500万円
市区町村	250万円
ただし、③は一律1125万円	

(注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業者行動計画策定の後押し 等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等

想定される対象者・課題、取組の例

	想定される対象者・課題	取組の例
活躍推進型	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナ、デジタル社会を見据えた「新たな日常」への対応 ・企業における意思決定過程への女性の参画拡大 ・女性の多様な働き方の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性デジタル人材の育成するための研修 ・テレワークに関するセミナー ・女性役員・管理職を育成するための研修 ・企業経営層の意識改革のためのセミナー ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設
寄り添い支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・不本意に退職や収入減などで苦境に陥っている女性 ・女性差別やハラスメントによる悩み、トラウマを抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター等の相談機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> －メールやSNSの活用した体制充実 －カウンセラーや臨床心理士等による専門相談 ・ピアサポートのための居場所づくり ・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析
つながりサポート型	<ul style="list-style-type: none"> ・社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性 ・寄り添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記寄り添い支援型を参考に、特に、NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援(訪問支援)や寄り添った支援のための居場所づくりなど、行政だけでは手が届きにくい支援 (寄り添い支援型の特化・拡充)

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

「つながりサポート型」の活用イメージ

事業費1,500万円（NPO等への委託が4分の3（1,125万円））の場合

内閣府

申請

交付
1,125万円

都道府県・市区町村

※地方創生臨時交付金で、
地方負担分に対する措置。

委託
(1,125万円) ※総事業費の
3/4(75%)

事業費(委託料除く):375万
・男女共同参画センターの女性相談機能強化、NPO等との連携強化
・NPOスタッフや男女共同参画推進員等の人材の養成
・SNSを活用した周知啓発
・女性の貧困問題に係る実態把握

NPO等の民間団体

- ・NPOに寄せられた情報や男女共同参画センターの女性相談、男女共同参画推進員や民生委員を端緒に、支援にたどり着けない女性に対する**アウトリーチ型支援（訪問支援）**。
- ・NPOスタッフや臨床心理士・カウンセラー等の有資格者による**専門相談、SNS相談、24時間電話相談**。
- ・自治体の福祉部局・男女共同参画センター等の**関係者が連携して支援するためのケース会議の実施。関係機関・団体への同行支援**。
- ・不安を抱えた女性たちが**互いに支え合う(ピアサポート)**ことができるような居場所の提供、女性用品等の提供

男女共同参画センターや社会福祉協議会等の関係団体・機関

連携

※NPO等の民間団体が運営する男女共同参画センターは事業受託者になることが可能

※総事業に占める委託の割合は4分の3以上としており、国費に自治体財源を加え、4分の3以上の委託をすることは可能。
※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

(別添資料2)

事務連絡

令和3年3月26日

都道府県・指定都市子どもの貧困対策担当者様

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

参事官（子どもの貧困対策担当）付

地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）の活用促進
及び交付申請に当たっての留意事項等について

平素から子供の貧困対策の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中で、雇用や生活への影響が続いており、低所得の子育て世帯など依然として生活が厳しい家庭もある中、子供の貧困問題も大変重要な課題となっています。

こうした中、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方公共団体が、子供の居場所づくり（子ども食堂や学習支援等）をNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を1/2から3/4へ引き上げることとされ、令和3年3月23日、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において、本件引き上げに必要な予算が措置されたところです。

これを受け、本日、「「地域子供の未来応援交付金交付要綱」の一部改正について（令和3年3月26日付け府政政調第146号）」等により、地域子供の未来応援交付金交付要綱及び子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領の改正を通知したところです。

本件引き上げに係る事業（以下「つながりの場づくり緊急支援事業」という。）は、長引くコロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、地方公共団体が、子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）を行う場合に、経費の4分の3に相当する額について、地域子供の未来応援交付金を交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、子供に必要な居場所の提供や支援につなげるべく、積極的な御活用をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡について管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 子供への支援のニーズは、その状況に応じて多種多様です。そして、子供の居場所づくりの運営の実態をみると、地域の実情に応じて、支援内容や実施規模、回数なども多岐にわたる中、多様なNPO等を通じて子供に必要な支援が届くよう、地域における支援内容、委託団体数や委託箇所数のバランスにご配慮いただくようお願いいたします。
- (2) つながりの場づくり緊急支援事業の緊急性に鑑み、例えば、補正予算の計上や流用など柔軟に対応していただくことにより、必要な財源確保に努めていただき、積極的に交付申請していただきますようお願いいたします。なお、本事業は、別紙留意事項4にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となっており、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%となります。
- (3) 交付申請については、令和3年1月29日付け事務連絡における令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、随時、受け付けることといたします。

なお、既に、令和3年度分として交付申請いただいているもののうち、つながりの場づくり緊急支援事業に該当すると考えられるものについては、別途、個別に調整させていただきます。

内閣府政策統括官（政策調整担当）付子どもの貧困対策担当 北村、山田
TEL：03-6257-1445（直通）
FAX：03-3581-0699
E-mail：taisaku.kodomohinkon@cao.go.jp（担当共用）

※交付要綱、公募要領等の添付省略

地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）の
交付申請等に当たっての留意事項について

1. つながりの場づくり緊急支援事業の対象事業と委託先との必要な連携について

- (1) 本事業の補助対象事業は、子ども食堂や学習支援などの子供の居場所づくりなどをNPO等に委託して実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業となります。ただし、その委託費が総事業費の8割以上となる場合に限ります。

（本事業の対象事業）

- 子ども食堂やフードパントリーなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
 - 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
 - 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
 - その他上記に類する事業
- (2) 委託事業実施に当たっては、当該委託先NPO等と緊密に連携しながらの実施をお願いいたします。

支援が必要な子供を居場所につなげ、かつ、必要に応じて行政等の支援につなげていけるよう、要支援の子供がいる家庭等への委託事業の周知・誘導や、委託先NPO等と連携して、居場所などを利用する子供や家庭へ必要な行政の支援につなげていく取組をお願いいたします。

また、コロナ禍が長引く中、必要な感染拡大防止対策を徹底していただき、事前の審査や委託事業実施後の確認・指導等をお願いいたします。なお、感染拡大防止対策に係る経費（アルコール消毒液やマスク等の購入経費など）については、これまでと同様に本事業においても補助対象事業費となりますので、ご活用下さい。

2. 補助基準額、委託団体数及び交付申請回数等について

- ・ 補助基準額は125万円で、1つの委託団体当たりの補助対象事業費の上限となります（交付金交付限度額は93.7万円）。
- ・ 地域に必要な居場所づくりを必要に応じて適宜整備していただけるよう、本事業については、地方公共団体あたりの委託団体数及び交付申請件数の上限はありません（ただし、予算の範囲内で交付することになります。）。
- ・ 1委託団体への年間事業費の総額が補助基準額を超える場合は、事業の実施時期や実施場所ごとなど委託事業を複数に分けて交付申請していただくことが可能（例えば、

上半期：A地区、B地区、下半期：A地区 合計3件（最大125万円×3＝375万円）、また、「子供たちと「支援」を結びつける事業」と併用することも可能ですので、ご活用下さい。ただし、同一の委託先への委託事業の期間は継続的な事業の実施の観点から、最小で四半期程度として下さい。これより短期間となる場合は、ご相談下さい。

- ・ 2件以上の委託事業を同時に申請する場合は、合わせて補助対象事業費を算定することが可能です。
- ・ 都道府県にあっては、交付申請のない市町村に対して事業実施を促すなど、管内市町村と緊密に連携して、本事業を推進していただきますようお願いいたします。
- ・ 複数の市町村にまたがって実施される場合は、都道府県が自ら実施するか、都道府県において市町村間の事業の調整をお願いいたします（実施する市町村ごとに別申請とすることができます。）。
- ・ 既に「子供たちと「支援」を結びつける事業」を申請済みの地方公共団体であっても、本事業を別途申請することができます。また、既に「子供たちと「支援」を結びつける事業」を受託済みのNPO等であっても、本事業の委託団体となることができますが、交付対象の経費について重複が無いよう注意をお願いいたします。

3. 事業実施に必要な備品等の取扱い等について

- ・ 事業の緊急性に鑑み、特に必要のある場合には、経済性等を十分考慮いただいた上で、子ども食堂等の居場所づくりなどに必要な机や椅子などの備品の整備や施設の小規模な改修経費についても対象となる場合がありますので、ご相談下さい。ただし、財産管理の必要のある備品を取得等した場合は、地方公共団体における財務規則等に基づき管理していただく必要があります。なお、従前から、机や椅子などの賃借料は補助対象経費として認められますので、賃借での活用もお願いいたします。
- ・ いわゆる「生理の貧困」対策として、居場所などを利用する子供に当面必要な生理用品を配布するための生理用品購入経費についても対象となりますので、ご活用ください。
- ・ 本事業実施に係る委託費以外の事業費（地方公共団体の事業実施経費）がある場合、その額については、委託費の割合が8割以上であることから、当該委託費の25%以内である必要があります（精算時においては、委託費の額の25%が上限になります。）。

（注）事業実施過程において、入札等により委託費が予定より減額となった場合は、委託費以外の事業費の上限額も減額となりますのでご注意ください。なお、委託費以外の事業費について、従前の子供たちと「支援」を結びつける事業（補助率1/2）として、分けて申請することも可能です。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・本事業に係る地域子供の未来応援交付金の予算については、令和2年度予備費13.7億円、令和2年度当初予算1.3億円、合わせて15億円を措置しています。このうち、予備費を財源として本事業に係る地域子供の未来応援交付金を交付した事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となり、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は総事業費の5%（※）となります。

- ・なお、交付決定に当たっては、令和2年度予備費より充当していく予定としています。

※ 臨時交付金の対象事業の場合、1/4の地方公共団体負担額の0.8が臨時交付金の交付対象となっているため、その場合、総事業費の95%が国庫負担額となります。

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、**コロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。**

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

緊急支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：**3／4**
- ・補助基準額：**委託団体当たり125万円**

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを**NPO等に委託**し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。